

福津市外国語指導助手配置業務仕様書

1 業務の目的

この事業は、外国語指導助手（以下「ALT」という。）を福津市の小・中学校に配置することで、児童・生徒が外国語の自然な音声や所作表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養うとともに、多文化理解や、語学への動機付けを行うことなどを目的として実施するものである。

2 委託期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3 委託人数

ALT 8名

4 委託業務の内容

委託業務は次のとおりである。

- (1) 小学校又は中学校における外国語授業において行う、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス等
- (2) 学校教諭等との外国語会話の実演
- (3) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供、企画提案
- (4) 外国語授業等において使用する教材の研究・作成及び提供
- (5) 授業の分析、評価と情報提供及び学習指導に関するノウハウの提供
- (6) 多文化理解のためのレクチャー
- (7) 英語力測定テストの実施と採点及び提出
- (8) スピーチコンテスト等にかかる指導
- (9) クラブ活動における指導
- (10) 英検指導
- (11) イングリッシュキャンプの企画提案及び実施
- (12) コーディネーターによるサポート（福津市教育委員会、学校及び外国語指導助手との連絡調整等）
- (13) その他発注者と受注者が合意した業務

5 委託条件

- (1) 受注者について（以下のいずれにも該当するもの）
 - ・業務委託マニュアルを備えており、適正な業務委託の知識、履行体制が十分に整っていること
 - ・各種法令を遵守すること
 - ・労働基準法に基づき、公正な従業員規則を制定していること
 - ・コーディネータを配置し、作成したALT活用計画書やALTの役割記載の指導案等に基づき、学校におけるALTの業務を調整すること
 - ・危機管理マニュアルを備えており、トラブル等発生時においても迅速な対応が可能であること
 - ・個人情報保護体制が整っていること
 - ・採用基準と安定供給体制が整っていること
 - ・充実した研修カリキュラム及び研修マテリアルを整え、十分なALTの導入研修、フォロー研修とスタッフの継続的な研修を実施していること
 - ・様々な面でALTをサポートするための組織が整っていること
 - ・教材教具、複数の充実したカリキュラム、LESSンプランを保持していること

(2) A L Tの資格、資質等について（以下のいずれにも該当するもの）

- ・心身ともに健康であり、通年勤務できる者
- ・標準的な英語を母国語とする者（同等の能力を有する者を含む）であって、現地大学以上の教育機関を卒業したもの、又は現地大学在学中で適切な方法により日本に招聘された者
- ・業務の遂行に必要なビザを取得しており、かつ身元保証ができる者
- ・業務の遂行に必要な教授技術を有する者
- ・日本の学校教育や文化を理解し、指導への熱意や学ぼうとする意欲のある者
- ・業務履行上要する日本語能力を有する者
- ・業務受注者と適正な労使関係にある者

(3) 業務履行場所について

業務履行場所		備考（予定）
グループ 1	（市内小学校） 神興小学校、上西郷小学校、勝浦小学校	原則曜日毎に固定
グループ 2	（市内小学校） 福間小学校	原則固定
グループ 3	（市内小学校） 福間小学校、神興東小学校	原則曜日毎に固定
グループ 4	（市内小学校） 福間南小学校	原則固定
グループ 5	（市内小学校） 福間南小学校	原則固定
グループ 6	（市内小学校） 津屋崎小学校	原則固定
グループ 7	（市内小学校） 新設小学校	原則固定
グループ 8	（市内中学校・教育支援センター） 福間中学校・福間東中学校・津屋崎中学校・ 教育支援センター	・ 1～2 週間毎のローテーション ・ 教育支援センターについては水曜日の半数程度

※各グループ毎に 1 名の A L T を配置する。※各校の場所は別紙位置図にて確認のこと。
※業務履行場所は、変更になる場合がある。※各学校年に 1～2 回全員配置の日を設ける。

(4) 業務履行日時について

- ・業務履行日は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日を除く）とする。ただし、学校行事等の関係で事前に双方合意の上で定めた日及び学年始・夏季・冬季・学年末休業日は原則委託業務の履行を要しない。
- ・業務履行時間は、午前 8 時 2 0 分から午後 4 時 2 0 分を基本とし、うち 4 5 分を休憩時間とする。ただし、1 週の上限は授業日数に 5 時限を乗じた時限数とする。
- ・イングリッシュキャンプ等の行事では、業務履行日外に業務履行を要し、総業務履行日、総時限数の中で調整できるものとする。
- ・受注者の都合により担当 A L T による指導業務が実施できないときは、代替りの A L T により業務を履行しなければならない。ただし学校と調整のうえ当該未実施分を業務履行期間中の他の日に実施できる場合はこの限りでない。

5 実績報告及び支払い方法

- (1) 毎月、適切な業務完了報告書（任意様式）を作成し提出すること。
- (2) 委託料の支払いは、毎月の業務完了後、提出された業務完了書に基づく請求書の提出により行うものとする。
- (3) 各月の支払額は、契約金額を36で除した額とする。

6 その他

本仕様書に疑義、または定めのない事項が生じた場合は、福津市教育委員会と受注者が協議のうえ決定するものとする。

福津市立各小・中学校位置図

